

同新聞(朝刊)

2016年(平成28年)6月25日

土曜日

文化 6

大友時代を 生きた人々

鹿毛 敏夫

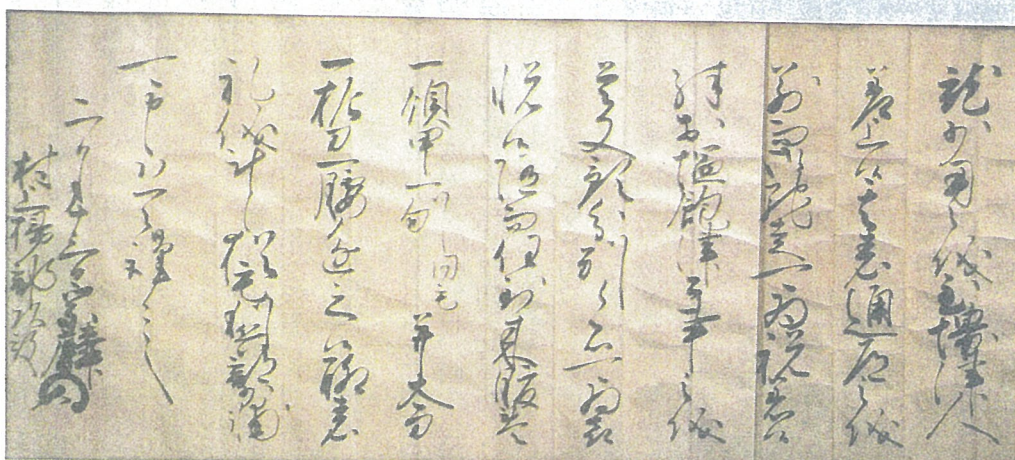
16世紀後半の興味深い古文書があります。戦国大名の港での公事(通行税)を大友宗麟が瀬戸内海をテリトリとした「海の戦国大名」村上武吉に宛てた切り封跡の残る書状です。

村上武吉

腹巻・甲・太刀・刀を進上しようとの内容です。これまでこの書状は日本中世における海の名物の、海上支配の実態を示す史料として、また16世紀後半、西日本の軍事情勢における能島村上氏と大友氏の同盟関係を証する史料として、主に政治史的立場から紹介されてきました。

しかしながら、そうした事実に加えてさらに注目したいのはこの書状によって塩飽の港での通行税を免除された「船」の存在です。書状には「少用」としか記されていませんが、九州の戦国大名が畿内に派遣したこの船と使者は、いったい何の目的で瀬戸内海を西から東へと縦断したのでしようか。宗麟が派遣した使者は豊後から堺へと向かったのですが、これは単なる政治的使命を伴った大友家家臣の派遣とは考えられません。

宗麟船の通行税を免除



村上武吉に公事免除を依頼した大友宗麟書状(秋山家文書)

使者の乗った船はこの書状の効力により、本来塩飽で支払うべき通行税を免除されます。免れた税の額は定かではありませんが、当該期の九州で1、2位の富強を誇る大名権力がわざわざ一筆したためてまで免税依頼していることから、相当の高額と推測されます。

特に大友氏はこの書状に添えて、腹巻・甲・太刀・刀の4品を礼物として村上氏に進上しています。これらのことから、この船で大友氏が堺へ運ぼうとしていたのは、単なる「人」ではなく、4品の武具の進上に見合う重要かつ免税額の高額な「物資」であったと考えられるのです。

(名古屋学院大学国際文化学部教授、大分市出身)

毎月1回掲載